

# 平成24年第7回教育委員会定例会日程

日 時 平成24年5月28日(月)  
午後1時30分  
場 所 北栄町役場大栄庁舎 第4会議室

## 1 開 会

## 2 会議録署名委員の指名

## 3 行政報告

教育長

教育総務課長

生涯学習課長

## 4 議 案

議案第42号 北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第43号 北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について

議案第44号 北栄町招致外国青年就業規則の一部を改正する規則の制定について

議案第45号 北栄町社会体育施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第46号 通学路の変更について

議案第47号 北条幼稚園評議員の委嘱について

## 5 報 告

- ・鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約について  
.....資料1
- ・みどり西団地自治会児童の通学路の取り扱いについて.....資料2
- ・北栄町人権同和教育推進協議会会員の選出について
- ・平成24年6月北栄町議会定例会の日程について.....資料3

## 6 その他

- ・次回教育委員会 定例会 6月26日(火)午後2時00分から

## 7 閉 会

# 5月行政報告 (5月28日 定例教育委員会)

## ＝教育総務課＝

### 1 教育委員会の開催について

4月26日 第6回教育委員会定例会を開催しました。議事は以下のとおりで、通学路の変更(1件)を除き、原案どおり承認されました。審議の中で、通学路の変更(1件)について、安全面について意見があり、保護者の意見を再度確認する必要があるなどの理由から継続審議となりました。

#### ○議事

- ・北栄町教育行政評価委員の委嘱について
- ・小・中学校主任等の任命について
- ・学校評議員の委嘱について
- ・幼稚園医・小・中学校医の委嘱について
- ・北栄町スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- ・北栄町人権同和教育推進協議会補助金交付要綱の制定について
- ・北栄町「子どもの豊かな育ちと学びを支援する連絡会」要綱の一部を改正する要綱の制定について
- ・通学路の変更について(2件)

### 2 北栄町教育行政評価委員会の開催について

5月22日 第1回北栄町教育行政評価委員会を開催しました。この委員会は外部の方に評価していただくもので、今年度で4年目になります。会では、会長の互選、今年度の評価対象項目の決定、委員会のスケジュールなどが協議されました。

なお、委員は次の方です。

- 野津 伸治 (会長 鳥取短期大学教授・学識経験者)
- 竹信 啓子 (下種・町民代表)
- 山田 真由美 (北尾・保護者代表)

### 3 学校行事について

5月26日、北条小学校・大栄小学校で運動会を開催しました。五月晴れのもと、児童が来賓や保護者の声援を受けて力いっぱい競技をしました。

## ＝巻末資料＝

### 1 工事等の発注について

次のとおり工事等を発注しました。

(単位：円)

入札日	工事名等	内容	指名業者数	入札回数	予定価格	期間等
				落札業者	契約金額	
(担当課：教育総務課)						
4/24	校務用パソコン更新業務	パソコン更新	5社	1回	101,850 (月額)	4/25
				株式会社 ケイズ	70,035 (月額)	5/31

## 5 月 行 政 報 告

＝生涯学習課＝

### 1 北栄町建設協議会の寄付について

4月25日、北栄町建設協議会（会長 山崎 稔氏）より、図書購入費にと5万円の寄付がありました。この寄付金は、教育寄付金として図書の購入に充て図書の充実を図る予定です。

### 2 第7回由良川イカダレース大会実行委員会について

5月8日、15日、22日、中央公民館大栄分館、大栄農村環境改善センターにおいて8月5日開催予定の大会実行委員会を開催しました。委員会では、委員長、副委員長の決定、大会の実施要領、競技方法等を協議しました。次回は6月5日に開催し、最終的な大会の要綱を決定する予定です。また、大会をリニューアルする事に伴い大会名の募集を行う予定です。

◎実行委員長：生原 洋明氏 副実行委員長：竹信 慶一氏・山田 英明氏

### 3 人権同和教育推進協議会総会について

5月9日、役場大栄庁舎第2・3会議室において平成24年度人権同和教育推進協議会が開催されました。総会では、平成23年度事業報告・収支決算、平成24年度事業計画・収支予算が提案され承認されました。新年度事業においては、より一層の啓発活動に取り組むことが確認されました。また、今回役員改選が行われて下記のとおり承認されました。

◎会長：岡崎 功氏 副会長：吉田 助三郎氏 松尾 積氏

### 4 地区学習会に係る開級式・開講式について

下記日程で、地区学習会の開級式・開講式を開催しました。式では、児童・生徒が「今年度の目標」を発表、先生や保護者から励ましの言葉を受け今後1年間の学習会が始まりました。

(学校名)	(日時)	(場所)	参加者 (児童生徒数)
○大栄小学校	5月8日	大栄文化センター	60名 (17)
○北条小学校	5月10日	大野児童館	51名 (7)
○北条中学校	5月16日	大野児童館	34名 (6)
○大栄中学校	5月17日	大栄文化センター	35名 (5)

### 5 青少年育成北栄町民会議総会について

5月16日、役場大栄庁舎第2・3会議室において平成24年度青少年育成北栄町民会議総会が開催されました。総会では、平成23年度事業報告・収支決算、平成24年度事

業計画・収支予算が提案され承認されました。

平成 24 年度においては、あいさつ運動をより一層進める事が確認されました。  
併せて、役員改選が行われ下記のとおり承認されました。

◎会長：河本 恒夫氏 副会長：浜本 武代氏 山崎 巖氏

## 6 「人権の花運動」について

5 月 18 日、大栄小学校・北条小学校において「人権の花運動」として、人権擁護委員より児童へサルビア、マリーゴールドなど 6 種類の花苗 600 株が贈呈されました。これは、仲間と協力して花を育てる中で命を大切に、優しい心を育む事を目的とするものです。

## 7 北栄てくてくウォーキングについて

5 月 20 日、運転免許試験場を発着として今年 2 回目となるてくてくウォーキングを実施しました。今回は「すいか長いも名産地コース」距離 8 k で、すいか・長いも畑を巡りました。参加者は 36 名でした。次回は、7 月 15 日に「国重要文化財と神社社叢コース」を予定しています。

## 8 北条歴史民俗資料館企画展「越野邦夫絵画展～祈り～」について

4 月 28 日から 5 月 20 日の会期で、表記企画展を開催しました。会期中は町内外から多くの方が来館され、越野作品の魅力に触れていました。会期中の来館者数は 513 名（芳名録記録）でした。次期企画展は、6 月 16 日から 7 月 8 日の会期で「北条土人形展」を開催予定です。

## 9 工事等の発注について

次のとおり工事等を発注しました。

入札日	工事名等	内 容	指名 業者数	入札回数	予定価格	期間等
				落札業者		
5/10	第 25 回すい かながいも健 康マラソン大 会 T シャツ作 成業務	大会 T シャ ツ作成業務 5,500 枚	3 社	1 回	2,523,675	納期 6/18
				有限会社 たかま工芸	2,403,500	
5/25	北栄町中央公 民館調理室エ アコン更新工 事	調理室エア コン更新	7 社	1 回	1,155,000	工期 6/29 まで
				岡田電工 株式会社	1,100,000	

議案第 4 2 号

北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員の委嘱について

次の者を北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員に委嘱したいので、北栄町社会教育委員に関する条例第 3 条及び北栄町中央公民館条例第 3 条の規定により委員会の同意を求める。

平成 2 4 年 5 月 2 8 日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町社会教育委員兼北栄町公民館運営審議会委員

番号	氏名	所属等	構成等
1	福井 和栄	大栄小学校長	学校教育関係者
2	磯江 哲昭	北条中学校長	
3	福庭 克展	北条小学校PTA代表	社会教育関係者
4	伊藤 国興	大栄中学校PTA代表	
5	宮川美貴子	町婦人会代表	
6	家森 政男	自治会長会代表	
7	山根 和夫	文化団体代表	家庭教育の向上に資する活動を行う者
8	西村 康子	児童館館長	
9	三村 章雄	青少年育成関係者	学識経験者
10	米田 東恵	公募委員	
11	中本 清美	公募委員	

任 期 平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

議案第 4 3 号

北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について

次の者を委員に委嘱したいので、北栄町歴史民俗資料館運営委員会規則第 3 条の規定により委員会の同意を求める。

平成 2 4 年 5 月 2 8 日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町歴史民俗資料館運営委員会運営委員

No.	氏名	選出区分	行政区	備考
1	松本 達之	学識経験者 文化財保護委員	江北	
2	日置桑左エ門	学識経験者 文化財保護委員	北条島	
3	南場 兄一	学識経験者 文化財保護委員	六尾	
4	前田 明範	学識経験者 文化財保護委員	国坂	
5	吉田 聡美	学識経験者 文化財保護委員	由良宿5区	
6	生原 洋明	自治会長会代表	瀬戸	
7	町田 貴子	女性団体	緑ヶ丘	
8	藤井 昭弘	老人クラブ	みどり西	

任 期 平成24年4月 1日から平成26年3月31日まで

議案第 4 4 号

北栄町招致外国青年就業規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町招致外国青年就業規則の一部を改正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

平成 2 4 年 5 月 2 8 日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町招致外国青年就業規則の一部を改正する規則

北栄町招致外国青年就業規則（平成 17 年教育委員会規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、北栄町(以下「町」という。)において任用した外国語指導助手の勤務条件を定めるものとする。</p> <p>2 外国語指導助手の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 外国語指導助手 <u>主として小・中学校に配置され、外国語担当教員等の助手として職務に従事する者</u></p> <p>(2) 所属長 外国語指導助手が所属する組織の長</p> <p>(3) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間</p> <p>(4) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 職務</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、北栄町において語学指導等を行う外国青年の勤務条件を定めるものとする。</p> <p>2 外国青年の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 外国青年 <u>外国語指導助手</u></p> <p>(2) 外国語指導助手 <u>語学指導に従事する外国青年</u></p> <p>(3) 所属長 外国語指導助手が所属する組織の長</p> <p>(4) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間</p> <p>(5) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 職務</p>

(外国語指導助手の職務)

第3条 外国語指導助手は、北栄町教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 中学校における外国語授業の補助
- (2) 小学校、こども園における外国語活動等の補助
- (3) 外国語教材作成の補助
- (4) 外国語教員に対する現職研修への補助
- (5) 特別活動及び部活動等への協力
- (6) 外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供
- (7) 外国語スピーチコンテストへの協力
- (8) 地域における国際交流活動への協力
- (9) その他所属長又は校長が必要と認める職務

2 略

第3章 契約期間及びその終了

(契約期間)

第4条 外国語指導助手の契約期間は、契約日から1年間とする。ただし、所属長が特に認める場合は、本人の承諾を得て5年を超えない範囲で期間を延長することができる。

(退職)

第5条 外国語指導助手は、前条の契約期

(外国語指導助手の職務)

第3条 外国語指導助手は、北栄町教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 中学校における外国語授業の補助
- (2) 小学校における外国語会話の補助
- (3) 外国語教材作成の補助及び外国語能力コンテスト等への協力
- (4) 外国語教員に対する現職研修への補助
- (5) 特別活動及び課外活動への協力
- (6) 地域における国際交流活動への協力
- (7) その他所属長又は校長が必要と認める職務

2 略

第3章 契約期間及びその終了

(契約期間)

第4条 参加者の契約期間は、契約日から1年間とする。ただし、所属長が特に認める場合は、本人の承諾を得て5年を超えない範囲で期間を延長することができる。

(退職)

第5条 外国青年は、前条の契約期間は誠

間は誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、やむを得ず前条の期間の満了前に退職するときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

(解雇)

第6条 町は、外国語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国語指導助手を解雇することができる。

(1) 略

(2) 当該外国語指導助手の担当する職務にふさわしくない行為があった場合

(3)～(6) 略

2 前項の規定にかかわらず、町は、議会により予算が承認されず、又は予算が削減されたため外国語指導助手に対して給料を支払うことができない場合は、30日前までに予告し、又は1月分の給料を支払って外国語指導助手を解雇することができる。

3 外国語指導助手が禁錮以上の刑に処せられたときは、当該外国語指導助手は当然に解雇されたものとみなし、町は何らの給付を行わない。

#### 第4章 給料その他の給付

(給料及びその計算)

第7条 外国語指導助手の給料は、税控除前の額で月額28万円、再任用された場合の2年目は30万円、3年目は32万5千円、特に優れた者として2回を超えて再任用

実に職務を遂行しなければならない。ただし、やむを得ず前条の期間の満了前に退職するときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

(解雇)

第6条 町は、外国青年に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国青年を解雇することができる。

(1) 略

(2) 当該外国青年の担当する職務にふさわしくない行為があった場合

(3)～(6) 略

2 前項の規定にかかわらず、町は、議会により予算が承認されず、又は予算が削減されたため外国青年に対して給料を支払うことができない場合は、30日前までに予告し、又は1月分の給料を支払って外国青年を解雇することができる。

3 外国青年が禁錮以上の刑に処せられたときは、当該外国青年は当然に解雇されたものとみなし、町は何らの給付を行わない。

#### 第4章 給料その他の給付

(給料及びその計算)

第7条 外国青年の給料は、月額32万円とする。ただし、この場合において、1年間勤務する外国語指導助手について日本国内において賦課される所得税及び住民

された場合の4年目及び5年目は32万円とする。

2 略

3 前項の場合において、外国語指導助手の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月に係る給料の額は、その支給対象となる期間の現日数から第11条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。

4 給料の時間割計算に当たっては、給料の月額に12を乗じ、その額を第11条1項で規定する1週間あたりの勤務時間数に52を乗じたもので除して得た額を1時間当たりの額とする。

(給料の減額)

第8条 外国語指導助手が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項の規定により計算した1時間当たりの額を前条第1項の給料から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の給料からこれを減額できなかったときは、翌月の給料からこれを減額するものとする。

2 略

(旅費等)

第9条 外国語指導助手が職務を行うために旅行するときは、一般職に属する職員

税控除後の手取り年額が、360万円を下回る見通しとなった場合は、360万円を下回らない額となるよう月額を改訂するものとする。

2 略

3 前項の場合において、外国青年の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月に係る給料の額は、日割計算により算出する。

4 給料の日割計算に当たっては、372万円を260で除して得た額を1日当たりの額とし、時間割りの計算に当たっては、372万円を1,820で除して得た額を1時間当たりの額とする。

(給料の減額)

第8条 外国青年が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項の規定により計算した1時間当たりの額を前条第1項の給料から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の給料からこれを減額できなかったときは、翌月の給料からこれを減額するものとする。

2 略

(旅費等)

第9条 外国青年が職務を行うために旅行するときは、一般職に属する職員の例に

の例により、旅費を支給する。

2 町は、別に定めるところにより、外国語指導助手の赴任及び帰国のための旅費を支給する。ただし、帰国旅費は、次の各号に掲げる条件のすべてを満たす外国語指導助手に対して支給するものとする。

(1) 第4条第1項の契約期間を満了すること。

(2) 契約期間満了日の翌日から1ヶ月以内に、日本において町又は第三者と雇用契約に入らないこと。

(3) 契約期間満了日の翌日から起算して1ヶ月を経過する日までに、帰国のために日本を出発すること。

3 前項の規定にかかわらず、本人の責に因らない理由により契約期間満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めるときは、帰国旅費を支給することができる。

第10条 町は、外国語指導助手が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職  
(勤務時間)

第11条 外国語指導助手の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間と

より、旅費を支給する。

2 町は、別に定めるところにより、外国青年の赴任及び帰国のための旅費を支給する。ただし、帰国旅費は、当該外国青年が第4条の契約期間を満了後、1月以内に日本において町又は第三者と雇用契約に入ることなく、かつ、帰国のために日本を出発する場合に限り支給するものとする。この場合、日本から本国の出発国際空港までの航空券又は相当分の金額を別の定めとする。

第10条 町は、外国青年が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職  
(勤務時間)

第11条 外国青年の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間とする。

する。

2 外国語指導助手の勤務時間の割振りは、月曜日から木曜日までは、午前8時20分から午後4時40分まで、金曜日においては午前8時20分から午後1時までとし、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日は45分間の休憩時間を設け、この時間は、外国語指導助手が自由に使用できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、所属長は、外国語指導助手に対し、日曜日又は土曜日に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて4週間以内に代休を与えることとし、当該4週間で平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、所属長は、外国語指導助手に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、1日につき7時間45分を超える勤務をさせないものとする。

(年次有給休暇)

第13条 外国語指導助手は、第4条に定める契約期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。ただし、20日間の年次有給休暇のうち、10日間は課業日及び長期休業中に取得できるものとし、10日間は長期休業中のみ取得できるものとする。この年次有給休暇は、時間単位で取得することも差し支えない。

2 外国青年の勤務時間の割振りは、勤務にあたる学校教職員の勤務時間に準ずるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、所属長は、外国青年に対し、日曜日又は土曜日に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて4週間以内に代休を与えることとし、当該4週間で平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、所属長は、外国青年に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、1日につき7時間45分を超える勤務をさせないものとする。

(年次有給休暇)

第13条 外国青年は、第4条に定める契約期間中に分割又は連続した12日間の年次有給休暇を取得することができる。この年次有給休暇は、時間単位で取得することも差し支えない。

<p>2 <u>外国語指導助手</u>が第4条の契約期間終了後、町と契約を更新する場合には、<u>10</u>日間を限度として年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)を、次の契約期間に繰り越すことができるものとする。</p> <p>3 <u>外国語指導助手</u>は、年次有給休暇の取得に当たっては、原則として3日前までに、3日以上連続した休暇を取得するときは1月前までに、それぞれ所属長に申し出なければならない。</p> <p>4 所属長は、<u>外国語指導助手</u>から請求された時季に年次有給休暇を与えることが、事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。 (病気休暇)</p> <p>第14条 略 (特別休暇)</p> <p>第15条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>外国語指導助手</u>本人が結婚する場合 連続5日の範囲内の期間</p> <p>(3) 及び(4) 略</p> <p>(5) 女性の<u>外国語指導助手</u>が6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間</p> <p>(6) 女性の<u>外国語指導助手</u>が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女性の<u>外国語指導助手</u>が</p>	<p>2 <u>外国青年</u>が第4条の契約期間終了後、町と契約を更新する場合には、<u>12</u>日間を限度として年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)を、次の契約期間に繰り越すことができるものとする。</p> <p>3 <u>外国青年</u>は、年次有給休暇の取得に当たっては、原則として3日前までに、3日以上連続した休暇を取得するときは1月前までに、それぞれ所属長に申し出なければならない。</p> <p>4 所属長は、<u>外国青年</u>から請求された時季に年次有給休暇を与えることが、事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。 (病気休暇)</p> <p>第14条 略 (特別休暇)</p> <p>第15条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>外国青年</u>本人が結婚する場合 連続5日の範囲内の期間</p> <p>(3) 及び(4) 略</p> <p>(5) 女性の<u>外国青年</u>が6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間</p> <p>(6) 女性の<u>外国青年</u>が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女性の<u>外国青年</u>が就業を申し出た</p>
--	--

<p>就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。</p> <p>(7) 女性の<u>外国語指導助手</u>が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間</p> <p>(8) 女性の<u>外国語指導助手</u>が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日</p> <p>(9) <u>小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)</u>を養育する<u>外国語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間</u></p> <p>(10) <u>夏季における心身の健康維持及び増進のために勤務しないことが相当であると認められる場合(7月から9月までの期間内における、勤務を要しない日を除いて3日の範囲内)</u></p> <p>(11) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間</p> <p>2 前項第1号から第4号まで及び第10号、第11号の特別休暇は、有給とし、第5号から第9号までの特別休暇は無給とする。</p> <p>(休職)</p> <p>第16条 前条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、<u>外国語指導助手が病気(第18条第1項の疾病を除く。)、負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日(勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数にお</u></p>	<p>場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。</p> <p>(7) 女性の<u>外国青年</u>が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間</p> <p>(8) 女性の<u>外国青年</u>が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日</p> <p>(9) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間</p> <p>2 前項第1号から第4号まで及び第9号の特別休暇は、有給とし、第5号から第8号までの特別休暇は無給とする。</p> <p>(休職)</p> <p>第16条 前条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、<u>外国青年が病気(第18条第1項の疾病を除く。)、負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日(勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において</u></p>
---	--

<p>いて同じ。)を超える場合においては、町は、当該<u>外国語指導助手</u>の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。</p> <p>2 略 (起訴休職)</p> <p>第17条 <u>外国語指導助手</u>が刑事事件に関し起訴されたときは、町は、当該<u>外国語指導助手</u>を休職させることができる。</p> <p>2 略 (勤務禁止)</p> <p>第18条 <u>外国語指導助手</u>が次に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、町は、当該<u>外国語指導助手</u>を勤務させないものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略 (休暇及び休職の手続)</p> <p>第19条 第14条第1項及び第15条第1項第1号から第4号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第9号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第17条第1項の規定による休職及び前条第1項の規定による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該<u>外国語指導助手</u>は、速やかにその事実を所属長に</p>	<p>同じ。)を超える場合においては、町は、当該<u>外国青年</u>の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。</p> <p>2 略 (起訴休職)</p> <p>第17条 <u>外国青年</u>が刑事事件に関し起訴されたときは、町は、当該<u>外国青年</u>を休職させることができる。</p> <p>2 略 (勤務禁止)</p> <p>第18条 <u>外国青年</u>が次に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、町は、当該<u>外国青年</u>を勤務させないものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略 (休暇及び休職の手続)</p> <p>第19条 第14条第1項及び第15条第1項第1号から第4号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第9号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第17条第1項の規定による休職及び前条第1項の規定による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該<u>外国青年</u>は、速やかにその事実を所属長に届けな</p>
--	---

<p>届けなければならない。</p> <p>第6章 服務 (職務命令に従う義務)</p> <p>第20条 <u>外国語指導助手</u>は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。</p> <p>(勤務成績の評定)</p> <p>第21条 町は、<u>外国語指導助手</u>の執務について、別に定める要領に基づき勤務成績の評定を行うものとする。</p> <p>(職務専念義務)</p> <p>第22条 <u>外国語指導助手</u>は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。</p> <p>(信用失墜行為の禁止)</p> <p>第23条 <u>外国語指導助手</u>は、語学指導等を行う外国青年招致事業の信用を傷付けるような行為をしてはならない。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第24条 <u>外国語指導助手</u>は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も、また同様とする。</p> <p>(営利企業等の従事制限)</p> <p>第25条 <u>外国語指導助手</u>は、所属長の許可を受けなければ、いかなる組織の役員となり、若しくは町以外の者に雇用され、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。</p> <p>(宗教活動等の制限)</p>	<p>なければならない。</p> <p>第6章 服務 (職務命令に従う義務)</p> <p>第20条 <u>外国青年</u>は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。</p> <p>(勤務成績の評定)</p> <p>第21条 町は、<u>外国青年</u>の執務について、別に定める要領に基づき勤務成績の評定を行うものとする。</p> <p>(職務専念義務)</p> <p>第22条 <u>外国青年</u>は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。</p> <p>(信用失墜行為の禁止)</p> <p>第23条 <u>外国青年</u>は、語学指導等を行う外国青年招致事業の信用を傷付けるような行為をしてはならない。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第24条 <u>外国青年</u>は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も、また同様とする。</p> <p>(営利企業等の従事制限)</p> <p>第25条 <u>外国青年</u>は、所属長の許可を受けなければ、いかなる組織の役員となり、若しくは町以外の者に雇用され、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。</p> <p>(宗教活動等の制限)</p>
--	--

第26条 外国語指導助手は、その勤務に関して、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。

(自動車運転の制限)

第27条 外国語指導助手は、通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けずにその勤務のために自動車を運転してはならない。

### 第7章 懲戒

(懲戒処分)

第28条 町は、外国語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国語指導助手に対し、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- (1) 略
- (2) 当該外国語指導助手の担当する職務にふさわしくない行為があった場合
- (3) 略

2 略

### 第8章 公務災害補償等

(公務災害補償)

第29条 外国語指導助手は、公務上の災害(負傷、疾病、障がい等又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は北栄町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成17年北栄町条例第35号)の定めるところにより、これらの災害に対す

第26条 外国青年は、その勤務に関して、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。

(自動車運転の制限)

第27条 外国青年は、通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けずにその勤務のために自動車を運転してはならない。

### 第7章 懲戒

(懲戒処分)

第28条 町は、外国青年に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国青年に対し、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- (1) 略
- (2) 当該外国青年の担当する職務にふさわしくない行為があった場合
- (3) 略

2 略

### 第8章 公務災害補償等

(公務災害補償)

第29条 外国青年は、公務上の災害(負傷、疾病、障がい等又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は北栄町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成17年北栄町条例第35号)の定めるところにより、これらの災害に対する

<p>る補償を受けることができる。</p> <p>(公務外の災害補償)</p> <p>第30条 町は、損害保険契約の締結により、<u>外国語指導助手</u>が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。</p>	<p>補償を受けることができる。</p> <p>(公務外の災害補償)</p> <p>第30条 町は、損害保険契約の締結により、<u>外国青年</u>が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に来日した外国語指導助手の勤務条件については、なお従前の例による。

議案第 4 5 号

北栄町社会体育施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町社会体育施設管理運営規則の一部を改正する規則を制定したいので、  
北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

平成 2 4 年 5 月 2 8 日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町社会体育施設管理運営規則の一部を改正する規則

北栄町社会体育施設管理運営規則（平成17年北栄町教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(利用時間) 第2条 略 2 略		(利用時間) 第2条 略 2 略	
名称	利用時間	名称	利用時間
略	略	略	略
北栄町北条多目的 広場	6時00分～22時00 分	北栄町北条多目的 広場	6時00分～22時00 分
		北栄町大栄テニス コート	6時00分～22時00 分

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第46号

通学路の変更について

大栄中学校長通知により次のとおり通学路を変更したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

平成24年5月28日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

変更内容及び理由 別紙のとおり



発大栄中第 3 号

平成24年4月6日

校長	室長	主幹	副主幹	回	議	日

北栄町教委委員会 様

北栄町立大栄中学校長 鳥山 秀穂

### 通学路の変更について（申請）

このことについて、原、瀬戸の保護者会より変更してほしいとの申し入れがありましたので、関係書類を添えて申請いたします。

### 記

#### 1 申請の事由

原、西園の保護者会より通学路の変更願を受け、校長、安全担当、二地区の保護者役員が通学路の点検、確認を行った。その結果、現在の通学よりも安全であると考え、変更を承認していただきますようよろしくお願いいたします。

#### 2 関係書類

- (1) 保護者会の通学路変更願
- (2) 通学路地図



平成24年4月2日

北栄町立大栄中学校

校長 鳥山 秀穂 様

原保護者会長 酒井 典子

瀬戸保護者会長 南場ひとみ

### 通学路の変更について（申請）

通学路について、別紙のとおり変更をお願いします。

### 記

#### 1 変更をお願いする理由

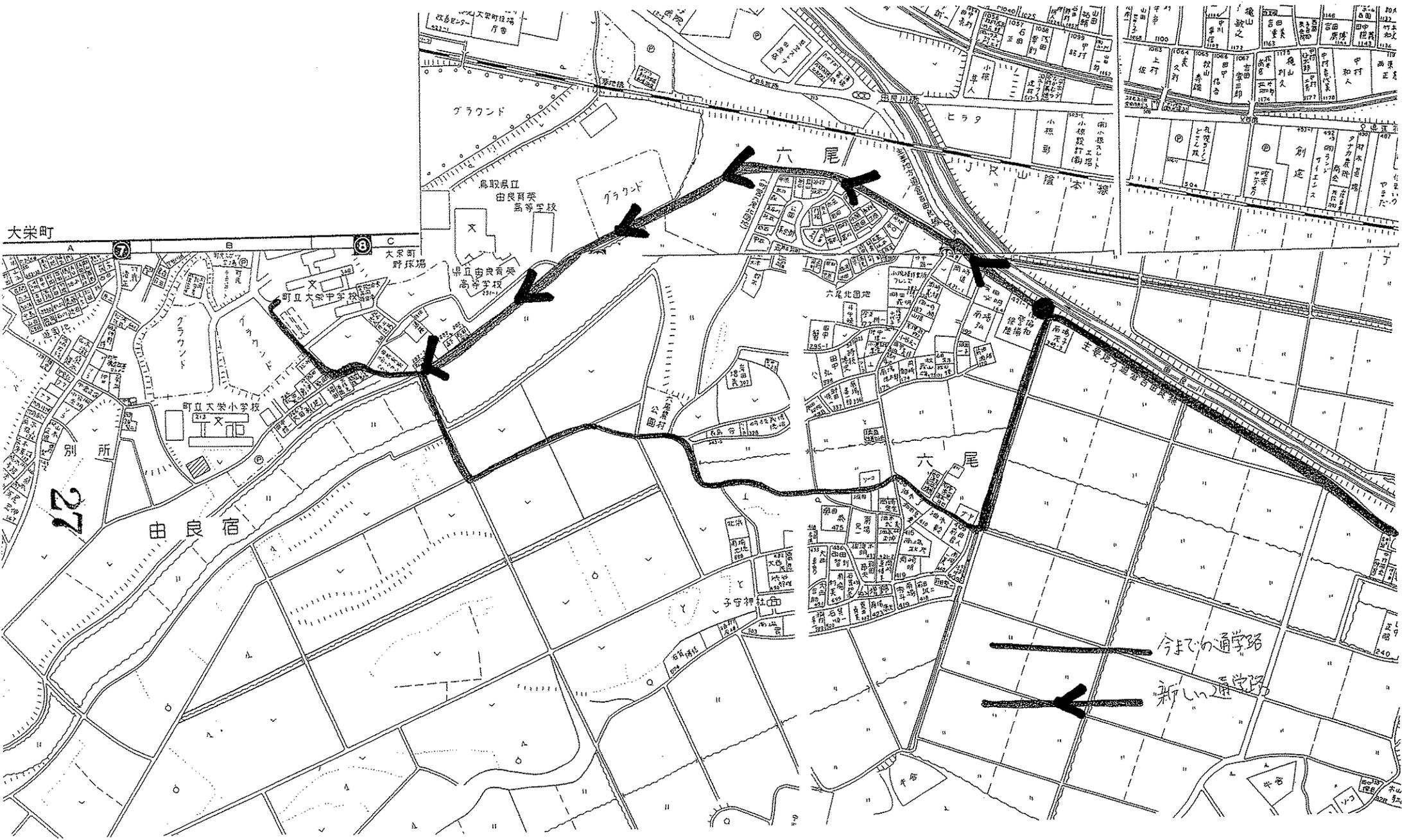
現在の通学路は、山の中や田んぼの中を通りますが街頭がなくとても暗くて危険だと感じています。人気もないので不審者情報等を聞くととても不安になります。また、六尾の部落内を通るので、人にぶつかりそうになったこともありました。通学路に坂があるなど起伏があり、見通しが悪い箇所もあります。以上のことより、別添地図のとおり通学路を変更していただきますようお願いいたします。

#### 2 添付書類

##### (1) 通学路地図

大栄町

27



今までの通学路

新しい通学路

●議案第46号 通学路の変更について





議案第 4 7 号

北条幼稚園評議員の委嘱について

次の者を北条幼稚園評議員に委嘱したいので、北栄町立幼稚園管理規則第 20 条の規定により委員会の同意を求める。

平成 2 4 年 5 月 2 8 日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

平成24年度北条幼稚園評議員

北条幼稚園			
評議員名	住 所		備 考
田村 勲	北栄町江北740-27	倉吉東保育園 発達デイケアセンター スーパーバイザー	
濱本 弘	北栄町下神187	駅前 自治会長	
小林 幸子	北栄町国坂279	前大谷保育所長	
谷口 敬雄	北栄町曲400-1	不動産鑑定士	平成14年度PTA会長
野田 恵	北栄町国坂132-5	主婦	絵本読み聞かせボランティア
岡本 雅子	倉吉市荒神町255-25	北栄町立 北条小学校教頭	前中部教育局指導主事
津島 望	北栄町弓原321-3	会社員	北条こども園PTA会長 (保護者代表)

任 期 平成24年5月28日から平成25年3月31日まで

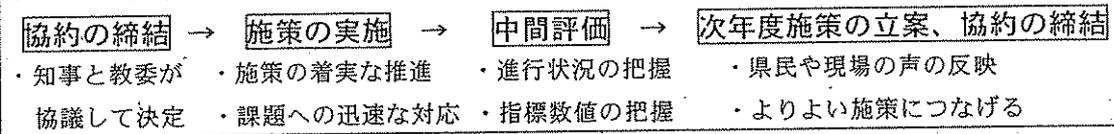
# 鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約について

教育総務課

## 1 概要

- ・毎年度、知事と教育委員会がともに取り組む教育振興施策について協約を締結。
- ・協約の着実な推進を図るため、進行状況や効果を把握し、課題が生じた場合は迅速に対応。
- ・協約には県民の願いや現場の声を反映。
- ・取組の指標等を示し、施策の成果を検証して次年度以降の施策につなげる。

### PDCAサイクル



## 2 背景

平成24年2月議会において、知事が教育委員会と教育の振興に関する協約を年度内に締結することを表明。

## 3 協約の内容

＜子どもたちの未来のための教育振興施策＞（平成24年度の取組）

- (1) 少人数学級の全面実施を機に、幼稚園・保育所から高等学校まできめ細かな教育や教育現場の活性化に取り組み、子どもたちの「学びの質」を高めます
- (2) 近年の子どもたちの不登校の状況を踏まえ、未然防止・早期対応・登校支援の各段階に応じた不登校対策に取り組みます
- (3) 特別な支援を必要とする子どもたちへの教育を充実させます
- (4) 子どもたちの文化・芸術活動やスポーツの振興を図り、創造力や体力を養うなど、心身の健やかな育ちを支援します

## 4 協約の締結

平成24年3月28日

# 鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約

鳥取県知事と鳥取県教育委員会は、お互い協力して、子どもたちが豊かな未来を切り拓いていくことができるよう、保護者や県民の皆さんと一緒に、子どもたちの未来のための教育振興施策に取り組んでいきます。

## 1 子どもたちの未来のための教育振興施策

鳥取県教育委員会は、平成24年度において次に掲げる子どもたちの未来のための教育振興施策（各施策別の具体的取組は別記）に重点的に取り組み、着実な成果を目指します。

- (1) 少人数学級の全面実施を機に、幼稚園・保育所から高等学校まできめ細かな教育や教育現場の活性化に取り組み、子どもたちの「学びの質」を高めます
- (2) 近年の子どもたちの不登校の状況を踏まえ、未然防止・早期対応・登校支援の各段階に応じた不登校対策に取り組みます
- (3) 特別な支援を必要とする子どもたちへの教育を充実させます
- (4) 子どもたちの文化・芸術活動やスポーツの振興を図り、創造力や体力を養うなど、心身の健やかな育ちを支援します

## 2 施策の着実な推進

私たちは、随時協議を行いながら施策の進行状況や効果を把握し、施策の着実な推進に努めます。

## 3 課題への迅速な対応

私たちは、協議の過程で新たな課題が生じた場合は、迅速に対応していきます。

4 県民や現場の声の反映

私たちは、教育に対する県民の願いや想い、現場の声を大切に  
して施策に反映させます。

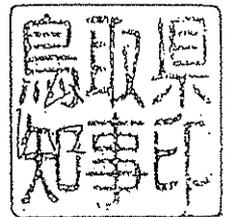
5 施策の展開

私たちは、実施した事業の検証を行いながら、次年度以降のより  
よい施策につなげていきます。

平成24年3月28日

鳥 取 県 知 事

平井伸



鳥取県教育委員会委員長

笠見幸



## [別記]

### 平成24年度子どもたちの未来のための教育振興施策

- 1 少人数学級の全面実施を機に、幼稚園・保育所から高等学校まできめ細かな教育や教育現場の活性化に取り組み、子どもたちの「学びの質」を高めま

#### <主な取組>

- 少人数学級を活かした授業改革に取り組む中学校区や教育研究団体を支援します。
- 2年目を迎えるスクラム教育をさらに充実・発展させ、一貫性のある教育の成果を広げます。
- 高等学校学力向上推進委員会の提言を受け、授業改革に関する取組を行うモデル校を指定し、学力の向上を図ります。
- 地域住民等のボランティアによる子どもたちへの学習支援や生活支援等を、市町村とともに進めます。
- 幼児教育振興プログラムを改訂し、新たな幼児教育の取組や方向性を示します。
- 新たに公立大学となる鳥取環境大学と連携し、子どもたちの外国語に対する関心を高めます。

#### <取組の指標等>

- ・授業改革に取り組む中学校区数：21校区、教育研究団体数：17団体
- ・高等学校における学力向上推進モデル校数 10校
- ・学校支援ボランティアの実施市町村数 15市町村

- 2 近年の子どもたちの不登校の状況を踏まえ、未然防止・早期対応・登校支援の各段階に応じた不登校対策に取り組みます

#### <主な取組>

- 未然防止に重点を置きながら、関係機関が連携して未然防止・早期対応・登校支援の各段階に応じたきめ細かな対策を講じます。
- 子どもたちの人間関係づくり、ソーシャルスキルの育成に取り組む学校を支援します。
- 各教育局に社会福祉、精神保健、医療の専門家をスーパーバイザーとして登録し、学校だけでは解決が困難な事例に対して支援・助言を行います。
- 定時制・通信制課程の高等学校において教育相談体制を強化するなど、不登校対策の充実を図ります。

#### <取組の指標等>

- ・児童生徒の不登校出現率 全国平均を下回る

- ①U17
- ②効果の把握 - 調査をすね
- ③課題とは? - 分析 - 原因 - 新たな策
- ④現場の本とは? - 現場の改善、学校

### 3 特別な支援を必要とする子どもたちへの教育を充実させます

#### <主な取組>

- 障がいのある子どもたちの成長に合わせ、学校間や関係機関との連携により、一貫した支援を行います。
- 平成24年10月に県立琴の浦高等特別支援学校を設置し、平成25年4月の開校に向けて準備を進めるとともに、県西部地区における病弱の特別支援学校高等部の設置に向けた検討を進めます。
- 障がいのある子どもたちの就学相談・就学先決定に関する体制づくりや通級指導教室拡充に向けた整備等について、ワーキンググループによる検討を行います。
- 障がいのある生徒の職業教育の充実を図るとともに、企業等の協力を得ながら就労機会の拡大を図り、就職率の向上に努めます。

#### <取組の指標等>

- ・ 中学校から高等学校への個別の教育支援計画(\*)の引継率 50%  
\*特別な支援を必要とする子どもに一貫した支援を行うために作成するもの
- ・ 特別支援学校高等部の就職希望者の就職率 80%以上

### 4 子どもたちの文化・芸術活動やスポーツの振興を図り、創造力や体力を養うなど、心身の健やかな育ちを支援します

#### <主な取組>

- 創造的な取組を行っている専門家を招き、学校における文化・芸術活動を支援します。
- 高等学校等の文化部活動の充実を図り、平成27年度の近畿高等学校総合文化祭鳥取大会開催に向けた支援を行います。
- 安全・安心な学校給食の提供と郷土を大切にすることを育むために、学校給食用食材の県産品利用に努めます。
- 全国体力・運動能力調査などの結果を踏まえ、子どもたちの体力の向上を進めます。
- 体育専科教員をモデル的に配置し、主体的に運動に取り組む子どもを育成します。
- ジュニア期の一貫した指導体制をつくり、共通プログラムに基づいて合同練習や指導者研修会を開催します。

#### <取組の指標等>

- ・ 近畿高等学校総合文化祭への参加部門率 90%
- ・ 学校給食用食材の県産品利用率 60%以上で向上を図る
- ・ 児童生徒の体力調査結果 親世代 (S53~57) の平均値に近づける

写し

資料No. 2

受教学 第567号

平成24年5月1日

北栄町立北条小学校

校長 北村 秀徳 様

北栄町教育委員会

教育長 岩垣 博士

みどり西子ども会通学路の変更について（通知）

平成24年3月27日付で北条小学校長からみどり西子ども会からの要望に基づく通学路変更申請につきましては、平成24年4月26日開催の平成24年第6回教育委員会定例会において、昨年の通学路変更時から現在における周辺の道路、交通量及び防犯の観点を十分かんがみ変更が適当であると認めましたので通知します。

## 平成24年第3回北栄町議会定例会会期日程

北栄町議会事務局

会期	月 日	曜	審 議 内 容
1	6月12日	火	本会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・陳情の付託</li> <li>・議案の説明（条例、補正予算等の説明のみ）</li> </ul>
2	6月13日	水	常任委員会審査、調査（午前9時から） <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務常任委員会：第1委員会室</li> <li>・産業建設常任委員会：北条庁舎第1会議室</li> <li>・教育民生常任委員会：第2委員会室</li> </ul>
3	6月14日	木	本会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（1日目）</li> </ul>
4	6月15日	金	本会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（2日目）</li> </ul>
5	6月16日	土	休会
6	6月17日	日	休会
7	6月18日	月	本会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案の審議（条例、補正予算等の質疑のみ）</li> <li>・陳情の採決</li> </ul>
8	6月19日	火	休会（予備日）
9	6月20日	水	本会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案の採決（条例、補正予算等の討論、採決）</li> <li>・議会提出議案の審議、採決</li> <li>・閉会中継続調査申出等の採決</li> </ul>

※ 開議時刻…各日とも午前9時

## 小規模多機能型居宅介護について

### 1 小規模多機能型居宅介護とは

小規模多機能型居宅介護は、平成18年4月の介護保険制度改正により創設された、地域密着型サービスのひとつです。

介護が必要となった高齢者が、できる限り住み慣れた地域での人間関係や生活環境を維持できるよう、「通い」を中心に「訪問」「泊まり」の3つのサービス形態が一体となり、利用者や家族の様態や希望に応じて24時間切れ間なくサービスを提供できるのが大きな特徴です。

入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活の世話、機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにするものです。

また、小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するように目標を設定し、計画的に行われます。事業者は、自らその質の評価を行うとともに、定期的に外部による評価を受けて結果を公表し、常にその改善を図ることが求められています。

### 2 「なごみの郷」の現状

(1) 登録者数 19名 (利用定員25名)・・・平成23年4月末現在  
うち、要介護16名・要支援2名・日中一時支援1名

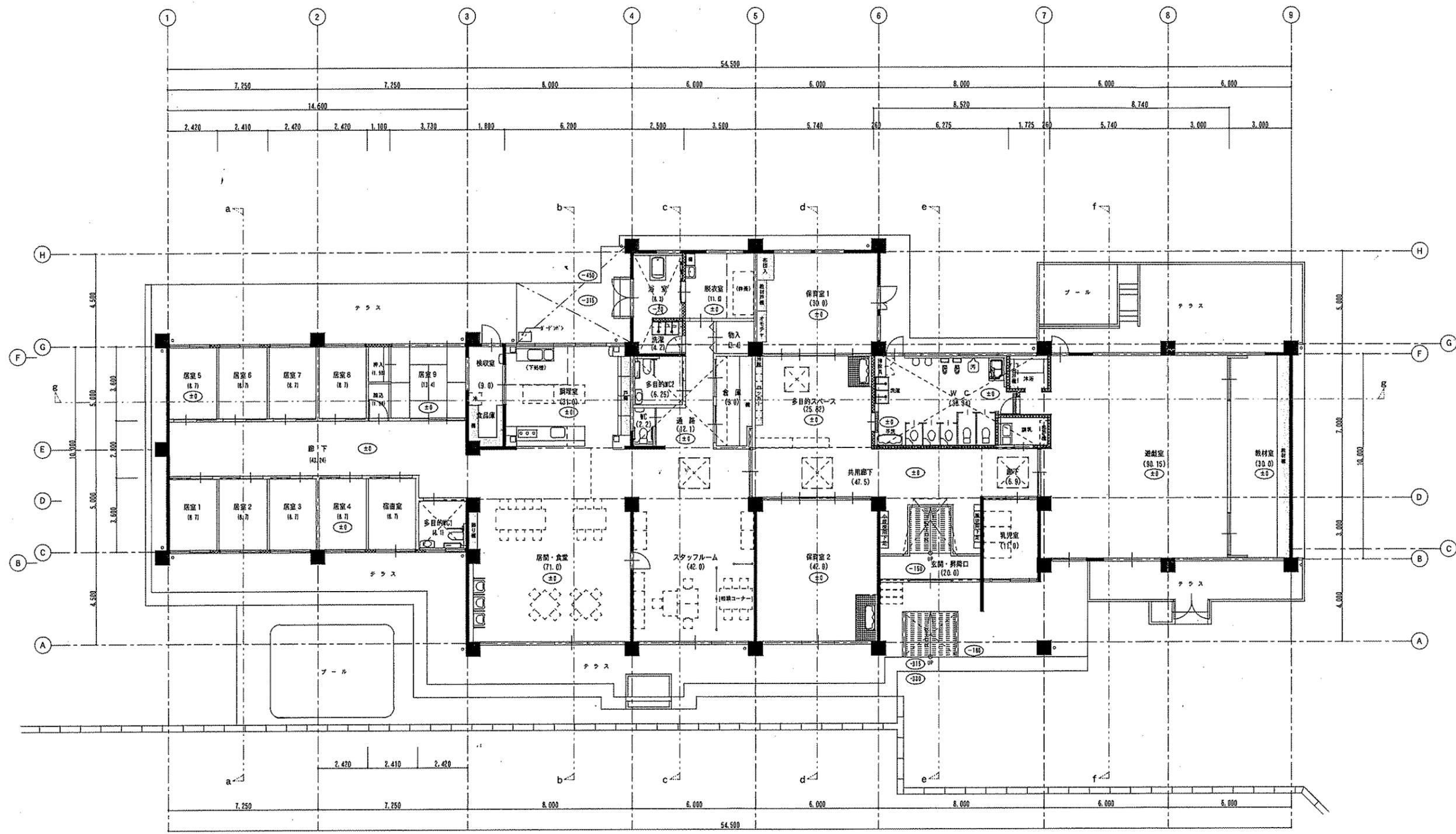
(2) 平成23年4月利用状況

○通所・訪問・泊	1名
○訪問	0名
○通所・訪問	3名
○通所・泊	2名
○通所	12名
○延宿泊者数	29名

### 3 小規模多機能型居宅介護の必要性

小規模多機能型居宅介護は、介護が必要となっても、「住み慣れた地域で暮らし続けたい」という高齢者のニーズに対応できるサービスであり、長期の泊まりが必要ではなく、短期での泊まりが可能なサービスが提供できます。また、「施設待機者の解消」からみてもその必要性を感じております。

しかしながら、(介護保険料や財政のことを考慮する必要があり) 無制限に整備していくというのではなく、介護保険事業計画の中で議論していく必要があると考えています。



平面図

- コンクリート床打ち及び新設
- 既設土間コンクリート 復旧

新設経路開仕切りを示す。  
 断FL (GL+450) からの床高を示す。  
 断面図位置を示す。

栄保設計事務所

TITLE 栄交流福祉センター改修工事	NAME 平面図	SCALE A 1版 1:100 A 3版 1:200	DATE H23.12	CHECK DRAWING	・2024.05.17 変更	株式会社 桑本建築設計事務所 <small>一級建築士事務所 登録第20-355号 一級建築士登録第2006620号 岡山 支</small>	NO A-8
------------------------	-------------	-----------------------------------	----------------	------------------	----------------	--	-----------

## 子育て支援センターを利用される皆さんへ

北条町子育て支援センター

平成24年度

(約束)

- 1、来られましたら、必ず受付名簿に記入し、ネームをつけてください。
- 2、親子一緒に十分に遊びながら、交流の輪をひろげましょう。
- 3、遊び終わったおもちゃは、みんなで一緒に元の場所に片付けましょう。
- 4、あいさつをみんなで交しましょう。(「おはようございます。」「こんにちは」「さようなら」「ありがとうございました。」等)

(その他)

- ・おむつやパンツ・着替え・タオル等の用意は各自でご用意ください。
- ・戸外活動の時は、帽子を準備してください。
- ・水分補給は、各自でお茶を用意してください。

お子さんから目を離さず、責任を持って見守るようにしましょう。



子どもさんは、はじめての場所や大勢のところでは、なかなか遊べない事もよくあります。無理に遊ばせようとしないで、子どもさんの状態に合わせて、徐々に慣れさせてあげてください。また、大人と一緒に楽しんで遊ぶという姿勢も大切です。子どもさんの事や、かかわり方で気になる事があれば、いつでも気軽に職員に声をかけてください。



どうぞ、気軽においでください。お待ちしております！

# 北条町 子育て支援センター



みんなで楽しい

子育てを



かわいいお子さんは、今日も元気ですか？

天使のようなほほえみと寝顔……そんな姿を見ていると幸せを感じますね。

かけがえのない子ども達がより健やかに育っていくことを願いながら、いろいろな活動をとあして、皆さんの子育てのお手伝いをさせていただく場が「子育て支援センター」です。

知らない人達とも友達となり、息抜きも含めて地域のみみんなで笑顔を広げましょう。

## あなたの子育てを応援します

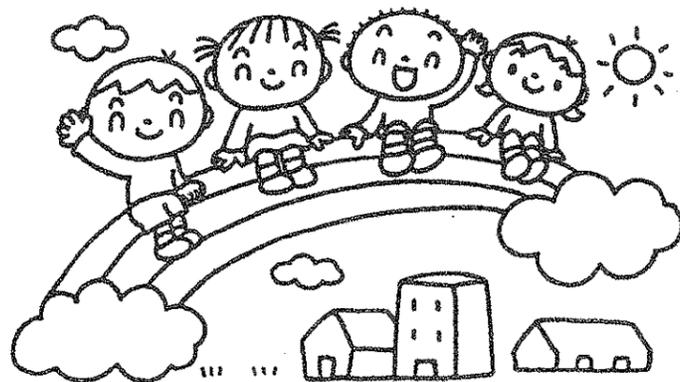
- |                      |                         |                    |
|----------------------|-------------------------|--------------------|
| ♡北条子育て支援センター (たんぽぽ)  | 北条町国坂680                | (Tel 0858-36-2006) |
| ♡大誠子育て支援センター (エンジェル) | 北条町瀬戸38-1               | (Tel 0858-37-2263) |
|                      | (大栄健康増進センター) 北条町瀬戸 22-1 | (Tel 0858-37-2124) |
| ♡由良子育て支援センター (にこに)   | 北条町由良1802-1             | (Tel 0858-37-2203) |

# 子育て支援センターって

## どんなところかな……?

- 北条子育て支援センターは、町内に在住する未就園の乳幼児（0歳～5歳）と保護者及び家族の方が一緒に遊んだり、子育てについていろいろと相談できる場所です。
- 親子のふれあい遊びや育児相談（電話もOK）、子育て講演会等も行っていきます。家庭訪問も行い、みなさんの子育てケアアップにつなげます。
- 「友達と遊びたいのに近所に友達がいない」「子どものことで相談したいけど誰に話したらいいの……？」と思っておられる方、一緒にお話したりしながら子育てをしてみませんか……。お互いの情報交換もしていきましょう。
- こども園のこども達の様子を見たり、一緒に遊ぶ等の交流もあります。また、地域の方との交流を持ち、いろいろな方と関わり合いながらみんなで子育てをしていきましょう。
- 子育てについての情報を提供していきます。

すべての子育て支援センターを利用できます。



### 交流広場



いろいろな遊びをとおして、親子のふれ合いや子ども・保護者同士の親睦をはかります。また、あそびを通して子どもさんの身体発達を促していきます。保健師、助産師や栄養士もおりますので、どんな事でもご相談ください。

#### ☆北条子育て支援センター(たんぼぼ)

{すこやかルーム} (9:30~11:30) (13:00~16:00)

毎週月～木曜日

1～5歳児の親子を対象に交流します。

{ひよこルーム} (9:30~11:30) (13:00~16:00)

毎週金曜日

0歳児の親子を対象に交流します。

\* 月1回、各年齢の集いがあります。体重、身長測定を行ったり、一緒に遊びます。



#### ☆大誠子育て支援センター(大栄健康増進センター)(エンジェル)

{なかよしルーム} (9:30~11:30) (13:00~16:00)

毎週月・水・金曜日…0～5歳児の親子を対象に交流します。します。

\* 月1回、“測定の日”に体重、身長測定を行います。

\* 月1回、休日開催を行い、働いておられる保護者にも利用しやすいようにします。

### 子育て講座

乳幼児の発達、しつけ、あそび等、子育て全般の知識を提供し一緒に学ぶ場をもちます。

\* 北条地区、大栄地区合同で行います。(大栄健康増進センター)



### 子育て相談



もしも相談(電話)……………8:30~17:15

ふれあい相談(面談)……………8:30~17:15

\* 由良子育てセンターの面談による相談は要予約です。お子様の発達やしつけ等子育てに関する事や保護者の方の悩み等、気軽にご相談ください。

### 絵本の貸出し

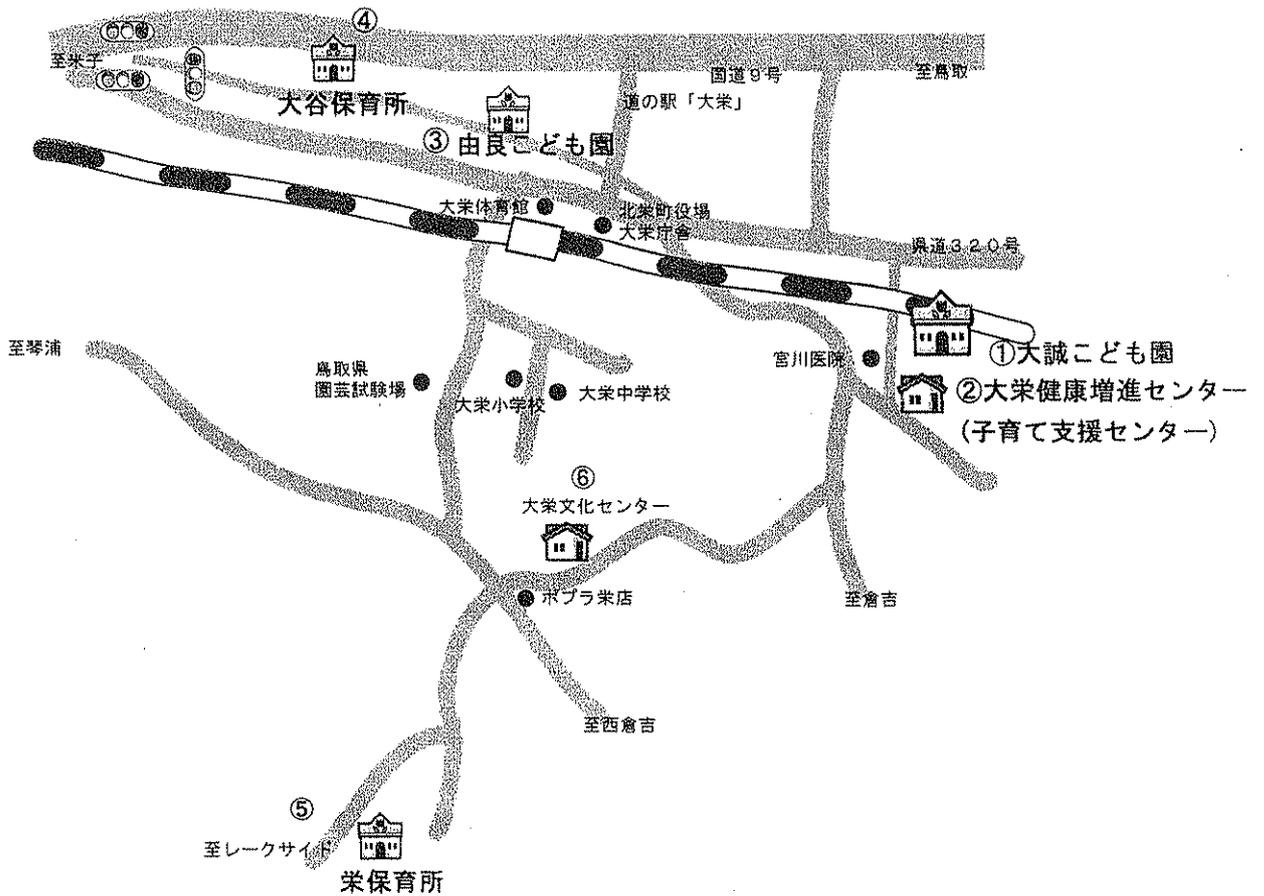
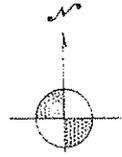
各年齢に合った絵本、子育てや離乳食等の保護者向けの本もありますので、どうぞご利用ください。

北栄町子育て支援センター 平成24年度 年間計画

名称	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
北条 (たんぼぼ)	交流広場 すこやかルーム 月～木曜日 9:30～11:30 13:00～16:00 1～5歳児親子対象	季節や発達段階を考慮した遊びをとり入れる												
		絵本、紙芝居の読み聞かせをする												
	ひよこルーム 金曜日 9:30～11:30 13:00～16:00 0歳児親子対象	誕生会(毎月・合同開催)												
	子育て相談 (電話・面談)													
大誠 (大栄健康増進センター) (エンジェル)	サポ 交流 ポ ー ト 広 場 セ ン タ ー (フ ァ ミ リ ー に 委 託)	なかよしルーム 月・水・金曜日 9:30～11:30 13:00～16:00 月1回、休日の半日開催 0～5歳児親子対象(合同)	季節や発達段階を考慮した遊びをとり入れる											
			絵本、紙芝居の読み聞かせ											
		地域との交流	随時											
	子育て講座 (合同開催)	・はじめましての会	・子育てについて	・歯の健康について ・チャレンジ	・小児科医師の話	・消防署の話 ・サマーコンサート	・育児について	・秋の遠足 ・絵本について	・食育について	・冬の健康について	・正月のあそび	・生活習慣について	・お別れ会	
	親子調理実習 ☆…1～5歳児親子 *…0歳児保護者 (合同開催)		おやつ(☆)	主食(☆)	おやつ(☆)	主食(*) おやつ(☆)	主食(☆)	おやつ(☆)	主食(☆)	おやつ(☆)	主食(*) おやつ(☆)	主食(☆)	主食(☆)	
	子育て相談 (電話・面談)													
	子育てサークルの育成及び拠点													
(にこにこ) 由良	子育て相談 電話 面談(要予約)	必要に応じて 家庭訪問												
	子育て支援センター紹介 活動予定の便り等 (北栄町子育て支援センター合同)	毎月の便り発行												
オープナー	各こども園、保育所、園主催 9:30～11:00	毎月の便りにてお知らせします(5月～3月)												

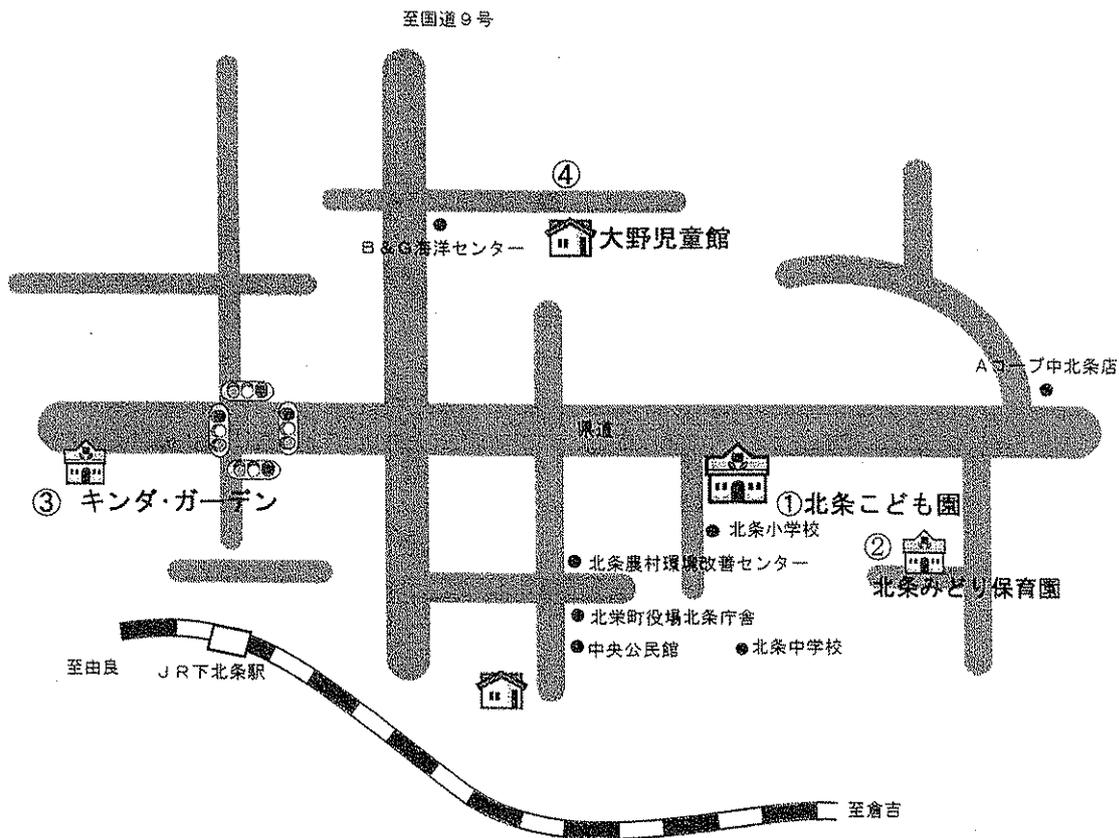
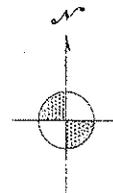
♡北条子育て支援センター(たんぼぼ) 北栄町国坂680 TEL36-2006  
 ♡大誠子育て支援センター(エンジェル) 北栄町瀬戸38-1 TEL37-2263  
 大栄健康増進センター(交流広場) 北栄町瀬戸22-1 TEL37-2124  
 ♡由良子育て支援センター(にこにこ) 北栄町由良1802-1 TEL37-2203

# 大栄地区子育てマップ



- |             |                |
|-------------|----------------|
| ①大誠こども園     | (TEL: 37-2263) |
| ②大栄健康増進センター | (TEL: 37-2124) |
| ③由良こども園     | (TEL: 37-2203) |
| ④大谷保育所      | (TEL: 37-2149) |
| ⑤栄保育所       | (TEL: 37-2626) |
| ⑥大栄文化センター   | (TEL: 37-4676) |

# 北条地区子育てマップ



- ①北条こども園
- ②北条みどり保育園
- ③キンダ・ガーデン
- ④大野児童館

- (TEL: 36-2006)
- (TEL: 36-4213)
- (TEL: 36-5551)
- (TEL: 36-2007)